

【重要事項説明書】

江陽台病院（事業者）が、あなた（利用者）に対し提供する訪問リハビリテーションサービス又は、介護予防訪問リハビリテーションサービスの開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 江陽会
主たる事務所の所在地	〒270-0107 千葉県流山市西深井393番地
代表者（職名・氏名）	理事長 中島 恵里
設立年月日	平成8年6月1日
電話番号	04-7153-2555

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	医療法人社団江陽会 江陽台病院	
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	
事業所の所在地	〒270-0107 千葉県流山市西深井393番地	
管理責任者	医師 塩田 昭夫	
電話番号	04-7178-3033	
指定年月日・事業所番号	平成23年6月1日指定	1212310753
通常の事業の実施地域	流山市・野田市・柏市（旧沼南地区除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法及び作業療法その他必要な訪問リハビリテーションサービス（又は介護予防訪問リハビリテーションサービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 利用者の身体機能やADLの維持向上のみでなく、訪問リハビリテーションサービスを通して「その人らしい社会参加」を利用者と共に模索し、QOLの向上に努めます。 (2) 事業の実施にあたっては、利用者及び家族のニーズに寄り添ったリハビリテーションの提供に努めます。 (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

事業者は、次のとおりサービスを提供します。

- (1) 事業者は医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション（又は介護予防訪問リハビリテーション）計画を作成し、計画内容について利用者又はその家族に説明した上で、適切なリハビリテーションサービスを提供致します。
- (2) 理学療法士及び作業療法士は、利用者の生活状況及び自宅環境を評価した上で、必要な助言・指導を行います。
- (3) 理学療法士及び作業療法士は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載し、保管致します。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（祝日除く） ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで
サービス 提供時間	午前9時00分から午後17時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1名
医師	常勤 1名以上
理学療法士	常勤 1名以上
作業療法士	常勤 1名以上

よりよいサービスを提供する為、職員の採用時研修を採用後1か月以内に、継続研修を年2回、実施しております。

7. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問リハビリテーションの利用料

【基本部分：訪問リハビリテーション費】

(令和6年6月改訂版)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	訪問リハビリテーション費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割)※(注2)参照
20分	要介護1 ～要介護5	3,181円	319円/回 週6回を限度

(地域加算：10,33円含む)

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書

面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意下さい。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(令和6年6月改訂版)

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
訪問サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	勤続7年以上の理学療法士又は作業療法士が1名以上配置している場合	61円/回	7円/回
移行支援加算	訪問リハの提供を終了した者のうち社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が100分の5を超え、リハビリの利用回転率が100分の25以上の要件を満たす場合(1日につき)	175円/日	18円/日
短期集中リハビリテーション加算	退院(退所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内に、利用者へ機能訓練を行った場合(一日につき)	2,066円/日	207円/回
訪問リハマネジメント加算(Ⅱ)	3か月に1度リハビリテーション会議を開催し事業所の医師を含めた多職種で情報共有を図り、リハビリテーションの質を管理した場合	1,859円/月	186円/月
医師による説明	事業所の医師が訪問リハビリテーション計画について説明し、利用者の同意を得た場合	2,789円/月	279円/月
退院時共同指導加算	入院中の者が退院するに当たり、当事業所の従業者が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合	6,198円/実施時	620円/実施時

(地域加算：10,33円含む)

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。(令和6年6月改訂版)

訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-516円/回	-52円/回
---------------	-------------------------------------	---------	--------

(地域加算：10,33円含む)

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの利用料

【基本部分：介護予防訪問リハビリテーション費】

(令和6年6月改訂版)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	介護予防訪問リハビリテーション費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割)※(注2)参照
20分	要支援1 要支援2	3,078円	308円/回 週6回を限度

(地域加算：10,33円含む)

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意下さい。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(令和6年6月改訂版)

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
予防訪問サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	勤続7年以上の理学療法士又は作業療法士が1名以上配置している場合	61円/回	7円/回
短期集中リハビリテーション加算	退院(退所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内に、利用者へ機能訓練を行った場合(一日につき)	2,066円/日	207円/日
退院時共同指導加算	入院中の者が退院するに当たり、当事業所の従業者が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合	6,198円/実施時	620円/実施時

(地域加算：10,33円含む)

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。(令和6年6月改訂版)

訪問リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-516円/回	-52円/回
予防訪問リハ12月超減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に訪問リハビリテーションを実施した場合	-309円/回	-31円/回

(地域加算：10,33円含む)

(3) その他の費用

マスク代	マスクの提供を受けた場合、1枚につき52円(税込)の実費をいただきます。
サービス実施内容の記録等の複写代	利用者より、サービス実施内容の記録等複写を希望される場合、実費相当額として1枚につき11円をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(4) 交通費

規程地域外からサービスをご希望される場合は、以下の通り交通費をいただきます。

通常の事業地域を越えて行う訪問サービス (片道・直線距離)	5km未満	540円
	5km以上	864円

(5) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日 午前9時以降のご連絡	利用者負担金の10%の額（税別）

注）利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(6) 支払い方法

上記（1）から（4）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて、翌月の10日以降に請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

なお、お支払いの確認をしましたら、利用者負担金の受領に関わる領収書等をお渡ししますので、必ず保管下さい。再発行しかねますので、ご了承下さい。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末（祝休日の場合は直前の平日）までに事業者が指定する下記の口座にお振り込み下さい。 千葉銀行 柏支店（支店番号008） 普通口座3451470 イヨウホクジンシャダン コウヨウカイ コウヨウダニヒョウイン リンチョウ ナカシマエリ 医療法人社団 江陽会 江陽台病院 理事長 中島 恵里
現金払い	サービスを利用した月の翌月末（休業日の場合は直前の営業日）までに、担当療法士又は病院窓口にて現金でお支払い下さい。

8. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護又は要支援認定の有無及び要介護又は要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護又は要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護又は要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護又は要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問リハビリテーション実施計画」を作成します。なお、作成した「訪問リハビリテーション実施計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問リハビリテーション実施計画」に基づいて行います。なお、「訪問リハビリテーション実施計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
緊急連絡先① (家族等)	氏 名	
	利用者との続柄	
	電 話 番 号	
緊急連絡先② (家族等)	氏 名	
	利用者との続柄	
	電 話 番 号	

サービス提供中に救急搬送が必要になった際、上記医療機関が救急対応困難な場合、搬送を希望する医療機関は〔 あります ありません 〕

搬送を希望する救急対応医療機関の名称	
電 話 番 号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにリハビリ医、主治医、利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）と連携を取り、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 04-7140-5035 担 当 ① 佐藤 要 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 (日曜・祝日・12/30～1/3を除く)
---------	---

12. 高齢者虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修を実施し、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (3) 従業者は、サービス提供中に養護者又は他関係者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) 初回サービス利用時及び更新時には、介護保険被保険者証をご提示下さい。
- (2) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出下さい。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡下さい。
- (4) 暴力又は乱暴な言動、無理な要求、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、担当介護支援専門員及び地域包括支援センターへ相談を行い、サービスを中止していただくなどの措置をとらせて頂く場合があります。
- (5) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載することはご遠慮下さい。
- (6) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。

〔重要事項説明確認署名欄〕

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 〒270-0107 千葉県流山市西深井 393 番地

事業者（法人）名 医療法人社団江陽会
江陽台病院

代表者職・氏名 理事長 中島 恵里 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印